

告 示

埼玉県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
田口医院	蓮田市上二一二一六	訪問看護	平成二十七年十月二十一日
ひかり苑 居宅介護支援事業所	川口市坂下町四一 一六一二六 ほとがや病院一階	居宅介護支援	平成十九年七月十一日
エルスリーさいたま狭山	狭山市北入曾八七九一	通所介護	平成二十八年三月三十一日
居宅介護支援センター あたたかい手	熊谷市拾六間九六七一三	居宅介護支援	平成二十八年二月二十九日
デイサービスらく楽北本	北本市本町六一一七五	通所介護	平成二十七年八月三十一日
		介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年十月二十一日
		居宅療養管理指導	平成二十七年十月二十一日
		介護予防訪問看護	平成二十七年十月二十一日